

au でんき供給約款（沖縄電力・沖縄セルラー）料金表

au でんき供給約款（沖縄電力・沖縄セルラー）（以下「au でんき約款」といいます。）における、電気料金およびその請求等の条件についてはこの料金表において、沖縄セルラー電話株式会社（以下「沖縄セルラー」といいます。）が定めます。本料金表のほか、KDDI 株式会社（以下、「KDDI」といいます。）の WEB de 請求書ご利用規約、au かんたん決済会員規約、「請求統合」に係る取扱い規約および「KDDI まとめて請求」に係る取扱い規約（以下、これらを併せて「関連規程」といいます。）ならびに au でんき約款および本料金表による電気供給サービスに関連する KDDI が定める諸規程（KDDI が別に WEB サイト等において公表するご利用条件等を含みますが、これらに限られません。以下「諸規程」といいます。）は、本料金表の一部を構成するものとします。本料金表と諸規程との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規程を優先して適用するものとします。

1 契約種別

この料金表の契約種別は、でんきMプラン（沖縄 D）といたします。

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 電灯または小型機器の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに au でんき約款別表 2〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、au でんき約款別表 1〔契約負荷設備の総容量の算定〕によって総容量を定めます。）に au でんき約款別表 1（契約負荷設備の総容量の算定）(1)を適用して算定される値が 50 キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において沖縄電力株式会社（以下「沖縄電力」といいます。）の動力を使用する需要とあわせて契約する場合は、イにより算定される値と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において沖縄電力の動力を使用する需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、沖縄電力の供給設備の状況等から沖縄電力が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの値が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、沖縄電力は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

au でんき約款 8（供給電気方式、供給電圧および周波数）によります。

(3) 料 金

料金は、3（料金の算定期間）に定める料金の算定期間における使用電力量にもとづき次によって算定された金額および 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、11（燃料費調整）(1)イによって算

定された平均燃料価格が 25,100 円を下回る場合は、11（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 25,100 円を上回る場合は、11（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払いを要する額は、料金および料金（10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）に、これにかかる消費税および地方消費税相当額，ならびに 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算した額とします。

		税抜額 (税込額)
最低料金	1 契約につき最初の 10 キロワット時まで	365.81 円 (402.39 円)
電力量 料金	10 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20.86 円 (22.94 円)
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25.90 円 (28.49 円)
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.70 円 (30.47 円)

2 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。

3 料金の算定期間

料金の算定期間は、1 の暦月の起算日（沖縄セルラーが定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間といたします。ただし、電気の供給を開始した場合の算定期間は、開始日から次の暦日の起算日の前日までの期間とし、需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、1 の暦月の起算日から消滅日の前日までの期間といたします。

4 料金の算定

料金は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。

5 日割計算

(1) 沖縄セルラーは、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合は、次により料金を算定いたします。

イ 最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、6（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。

ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて 6（日割計算の基本算式）(3)により算定いたします。ただし、電力量区分については、6（日割計算の基本算式）(2)により日割計算をいたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて 6（日割計算の基本算式）(4)により算定いたします。

ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2) 4（料金の算定）により日割計算をするときは、日割計算対象日数には電気の供給を開始した日を含み、需給契約が消滅した日を除きます。

(3) au でんき約款 7（需給契約の成立および契約期間）(2)ロによりこの料金表による契約が同一条件で継続される場合は、料金の算定上、需給契約の消滅とみなしません。

6 日割計算の基本算式

日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

(1) 最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、4 月の最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金については、検針日の前日までの期間および検針日以降の期間それぞれを 1 月とみなして上式を適用し、合算して算定いたします。

(2) 電力量区分を日割りする場合

$$\text{最低料金適用電力量} = 10 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、(1)により算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 1 段階料金適用電力量} = 110 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、10 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 2 段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- (3) 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合は料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
- (4) 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合は料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
- (5) (2)の場合、その単位は 1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

7 料金等の支払い

- (1) 料金その他の au でんき約款および料金表によって沖縄セルラーに支払いを要することとなったお客さまの債務（以下「料金等」といいます。）については、沖縄セルラーが定める期日（以下「支払期日」といいます。）までに、沖縄セルラーが指定するサービス取扱所または金融機関等において支払っていただきます。
- (2) (1)において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- (3) 料金について、沖縄セルラーは、沖縄セルラーに特別の事情がある場合は、お客さまの承諾をえて、沖縄セルラーの指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- (4) 沖縄セルラーは、料金等に係る債権を KDDI に譲渡し、これをお客さまは承認するものとします。この場合において、沖縄セルラーおよび KDDI は、お客さまへの個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。
- (5) (4)により譲渡した債権の取り扱いについては、au でんき約款およびこの料金表の規定にかかわらず、お客さまの契約内容に応じて、KDDI が定める WEB de 請求書ご利用規約、「請求統合」に係る取扱い規約または「KDDI まとめて請求」に係る取扱い規約によります。
- (6) お客さま等からのお申し出により、沖縄セルラーまたは KDDI が承諾した場合には、沖縄セルラーまたは KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。
- (7) お客さまは前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）の支払いを要します。

区分	単位	手数料額
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)

- (8) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。

8 延滞利息

お客さまは、料金等（これらにかかる消費税および地方消費税相当額ならびに延滞利息および再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）について支払期日を経過してなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の沖縄セルラーが定める日数について年 14.5% の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）で計算してえた額を延滞利息として、沖縄セルラーが指定する期日までに支払っていただきます。

9 違約金

- (1) お客さまが au でんき約款 38（解約等）（1）に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、沖縄セルラーは、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けることがあります。
- (2) (1)の免れた金額は、au でんき約款および料金表に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、沖縄セルラーが決定した期間といたします。

10 再生可能エネルギー発電促進賦課金

- (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

なお、沖縄セルラーは、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ沖縄セルラーの指定するホームページで公開いたします。

- (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

- (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、4 月については、検針日の前日までの使用電力量および検針日以降の使用電力量にそれぞれの再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用し、合算して算定いたします。

なお、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価とし、1 の料金算定期間に 4 月の検針日および 4 月の検針日の前日のいずれも含む場合は、検針日の前日までの期間および検針日以降の期間それぞれについて 6(日割計算の基本算式) (1)を準用し、合算して算定いたします。この場合、「日割計算対象日数」は、「4 月の

起算日から4月の検針日の前日までの日数」および「4月の検針日から4月の末日までの日数」と読み替えます。最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の10キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

また、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから沖縄セルラーにその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

11 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.2410$$

$$\beta = 1.1282$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

□ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 25,100 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (25,100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 25,100 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 25,100 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$$

八 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりいたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	6 月ご使用分
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	7 月ご使用分
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	8 月ご使用分
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	9 月ご使用分
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	10 月ご使用分
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	11 月ご使用分
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	12 月ご使用分
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月ご使用分
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月ご使用分
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月ご使用分
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月ご使用分
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 5 月ご使用分

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 10 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

基準単価は、次のとおりといたします。

		税抜額（税込額）
最低料金	1 契約につき最初の 10 キロワット時まで	2.870 円（3.157 円）
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	0.287 円（0.316 円）

(3) 燃料費調整単価等の揭示

沖縄セルラーは、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を算定します。燃料費調整単価は沖縄セルラーの指定するホームページで公開いたします。

12 収納手数料の負担等

お客さまは、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。

附 則（実施期日）

この au でんき料金表は、2021 年 2 月 17 日から実施いたします。